

令和7年度

R7/4/1(火)から窓口にて
申請受付中!!

橿原市起業等スタートアップ補助金

市内の**空き店舗**で**起業等**する場合に
改修費用などの経費の一部を**補助**します

補助率 **2分の1**

最大 **50万円**

詳細はホームページへ
(ページID: 13451)



橿原市起業等スタートアップ



補助 対象者

次の全てに該当する中小企業者が対象です

- ① 補助金の申請時点で開業していない
- ② 市内の空き店舗にて、起業又は新分野への事業拡大により下記の対象事業を開始し、開業後3年以上営業を継続する
- ③ 週4日以上かつ1日5時間以上営業する
- ④ 次の創業塾のどちらかを受講している
 - ・かしはら創業塾（橿原商工会議所）
 - ・夢をかなえる土曜塾（奈良県よろず支援拠点）
- ⑤ 市町村税の滞納がない
- ⑥ 暴力団等でない

対象 事業

日本標準産業分類 大分類の
下記業種の事業が対象です

- I 卸売業、小売業
- M 宿泊業、飲食サービス業
- N 生活関連サービス業、娯楽業
- O 教育、学習支援業
- P 医療、福祉

※ 風営法に該当する事業や公序良俗に反する事業は
対象外です

対象 経費

次の経費が対象です

- ・改修工事費（増改築も対象）
- ・広告宣伝費
- ・備品購入費（直接事業の用に供するものに限る）

※ 申請する年度内に支払いが完了する経費に限ります
※ 申請時点で発注していない経費に限ります

（ご注意ください）予算の範囲内での補助金交付となるため、年度途中で受付を終了する場合があります。

お
問
合
せ

橿原市役所 魅力創造部 地域振興課
起業等スタートアップ補助金担当

📍 橿原市八木町1丁目1-18 北館2F

☎ 0744-21-1117（直通）

8:30 ~ 17:15（土日祝・年末年始除く）

✉ chiikishinko@city.kashihara.nara.jp

起業とは？

事業を営んでいない個人が個人事業主として、又は会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社）を設立して新たに事業を開始する場合をいいます。

事業拡大とは？

次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・個人事業主が現に営んでいる事業の全部又は一部を継続しつつ、新たに事業を開始する場合、又は会社を設立し新たに事業を開始する場合
- ・会社が現に営んでいる事業の全部又は一部を継続しつつ、新たに事業を開始する場合

空き店舗とは？

過去に事業の用に供されていたが、現在は事業の用に供されていない店舗、事業所、事務所のことをいいます。ただし、次に該当する事業所等を除きます。

1. 床面積1,000㎡以上の施設内のテナント
2. 住居を兼ねる事業所等
3. 個人の場合は、本人又は配偶者が所有する事業所等
4. 個人の場合は、本人又は配偶者が役員以上を務める法人が所有する事業所等
5. 会社の場合は、申請する会社の役員以上を務める個人が所有する事業所等
6. 会社の場合は、親会社又は子会社が所有する事業所等

中小企業者とは？

中小企業基本法第2条に規定する中小企業者のことをいいます。具体的には次のとおりです。

業種分類	定義
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社 及び 個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社 及び 個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社 及び 個人
その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社 及び 個人

新分野とは？

日本標準産業分類の大分類において、現在営む事業が属する業種区分以外の業種区分に該当する分野のことをいいます。



日本標準産業分類

かしはら創業塾（橿原商工会議所）・夢をかなえる土曜塾（奈良県よろず支援拠点）とは？

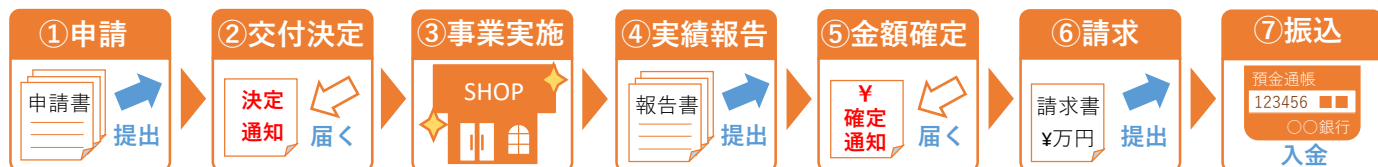
橿原市創業支援等事業計画に規定する特定創業支援等事業のことをいい、橿原商工会議所又は奈良県よろず支援拠点が定期的に開催しているセミナーのことをいいます。
詳細については、各ホームページにてご確認ください。



橿原市の創業支援（特定創業支援等事業） 橿原商工会議所 奈良県よろず支援拠点

手続きの流れ

基本的な補助金の交付までの手続きの流れは以下の通りになります。



完了!!